

機関番号：22604

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730024

研究課題名（和文） 代表概念の研究

研究課題名（英文） Study for Concept of Representation

研究代表者

木村 草太（KIMURA SOUTA）

首都大学東京・社会科学部研究科・准教授

研究者番号：50361457

研究成果の概要（和文）：

平成20年度は、国民とナショナリズムの概念について研究し、また、公共建築の現状について情報収集と分析を行った。平成21年度は、国籍概念の研究を進め、国籍法違憲判決の分析を行った。また、同年度中に、住民の代表概念について研究を行い、研究会報告を行い、論文を公表した。平成22年度は、代表概念から国民の平等、国家と文化および地域宗教と政教分離原則について研究を行い、複数の研究会報告をし、論文を執筆した。

研究成果の概要（英文）：On fiscal 2008, I studied the concept of Nation and Nationalism, and analyzed the status of public architecture. On fiscal 2009, I studied the concept of Nationality, and analyzed Nationality Act Case. At the same time, I studied the concept of representation of resident. On fiscal 2010, I studied equality of Nations, nation and culture, and separation politics from religion. I wrote many treatises on every fiscal year.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	300,000	90,000	390,000
2009年度	300,000	90,000	390,000
2010年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	900,000	270,000	1,170,000

研究分野：公法学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公法学、憲法

1. 研究開始当初の背景

本研究の背景には、近代成熟期（いわゆるポスト・モダン）の状況における価値観の多様化・通約不可能化への意識がある（磯崎新「発起」GA Document77、日比野勤「主体と制度」法社会学64号所収参照）。国民・住民の持つ価値が相互に理解不能になりつつあ

る状況において、スムーズに政治的決定を行うことは、極めて困難になる。このような状況において政治・統治の主体は、いかなる仕組みを用いて一つの政治的決定を創出し、そこに共通の価値を構成・形成するのか。この問題に対し、国民や住民の「代表」という概

念の機能を画定することは、一定の示唆を与えるはずであろう。

本研究の問題設定は、上記のような問題意識に基づく。先端的な憲法学者の中には、このような問題意識を提示する者がおり（長谷部恭男「理性の彼方の軽やかな希望」同『比較不能な価値の迷路』第五章）、本研究の主題は憲法学者の注目を集めつつある状況にある。以上が、本研究の学術的背景であった。

2. 研究の目的

本研究は、憲法学の統治機構論の分野における重要概念である「代表」の概念について、19世紀～20世紀の古典的議論と現代の議論を比較により精密な定義を与え、それを現代の問題に適用することにより、「代表」概念の意義・機能を画定せんとすることを目的とする。

人々の価値観は多様である。他方、政治的決定は一つである。それ故、政治的決定に対する反発は必然的に発生する。この反感をいかに解消するか。

一つの戦略が議会制である。各議員は、全国民・住民を巻き込んだ手続つまり選挙によって選ばれる。この選挙という手続を経ているため、議会における討議は〈全国民・全住民の討議〉を象徴するものとして認識され、議会の決定は〈全国民・全住民の自らの決定〉としての装いを帯びる。議会の決定に反対する国民・住民も、議会の決定を〈自らの決定〉だと認識するため、それに対する反感は弱いものにならざるを得ない。

これが、〈代表=representation〉の仕組みである。〈全国民・全住民の討議と決定〉という観念の次元における存在を、〈議会における討議と決定〉という目に見える次元において（別次元において=re）現前（presentation）する。議会制の戦略とは、

〈全国民・全住民の決定〉を〈代表〉する決定により、統治の正統性を確保する戦略に他ならない

〈代表〉という概念は、概ねこのような内容と機能をもつものとして説明される（石川健治「持続する危機」ジュリスト1311（2006年）7頁参照）。もっとも、このような「代表」の概念がはじめから存在したわけではなく、発生と各時代の発展において、「代表」の概念は、様々な内容が込められ、また多様な機能を営んだのではないか。この点を明らかにすることが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

研究は基本的に、①古典と現代の良書の読解というオーソドックスな手法を用いた。その一方で、現在の地方自治の現場における価値対立とその処理の具体的な処理の仕方（特に公共建築の分野についての事例）についての②フィールドワーク的研究を併行した。研究は、文献の読解から得た理論を、具体的な事例に適用することで、その理論の有効性を試し、より有益な理論へと発展させて行く、という手法により行った。これにより、理論研究・事例研究のいずれにも偏らない、総合的な議論を示すことが可能になった。

①文献の読解

読解の対象とする文献は、この分野の古典的業績とされる宮沢俊義「国民代表の概念」（同『憲法の原理』所収）と、それが引用するイェリネックやラーバント、ハンス・ケルゼン、カール・シュミットらのドイツ公法学の諸文献の議論、及び、代表概念の分析に一定の指針を提供してきた杉原泰雄『国民主権と国民代表制』及び樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』に紹介・分析されたフランス革命期の主権論に関する議論を中心とした。ま

た、大澤真幸の理論社会学に関する文献についても、読解を勧めた。これらの文献を分析することは、日本憲法学における「代表」論の到達点を確認することにもなり、また、古典的文献における「代表」の概念を理解する上でも重要であった。

②フィールドワーク的研究

従来より研究していた邑楽町建築家集団訴訟の研究分析を行った。引き続き当事者に聞き取り調査を行い、また、建築学者の意見も聴取することができた。

4. 研究成果

平成20年度は、研究の端緒として、宮沢俊義『憲法の原理』及び樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』を読み、併行して大澤真幸『身体の比較社会学』、同『<自由>の条件』『ナショナリズムの由来』にも取り組んだ。10月以降は、収集した文献の分析・読解を進めるとともに、ケルゼンやイエリネックなどの独語文献にも視野を広げた。また、公法学会総会に参加し、知見を広めた。5月以降は、調査中の邑楽町建築家集団訴訟の口頭弁論を傍聴し、実務における代表概念のありようについても調査を進めた。また、邑楽町訴訟の研究の関係で、東北大学の小野田泰明教授の研究室を訪れ、公共建築における議会の役割などについて重要な指摘を頂くことができた。

この本年度の研究により、①国民が代表されるためには国民の概念が成立している必要があること、②代表概念が代表される権力の服従者の感情の慰撫の機能を果たしていること、が理解できた。また、「君が代」伴奏の評釈を行う中で、③ナショナリズムと代表概念の研究を主題化すべき必要を指摘できた。従来、代表概念については、理念的な議論が先行し、その社会的機能が不十分にし

か理解されていなかった。本研究は、そのことを明らかにする端緒を得ることができ、重要な意義を持つものとなった。また、従来必ずしも論じられてこなかったナショナリズムと代表概念の関係を論じるきっかけをつかむことができた。いずれも、学会に重要な貢献をする研究の端緒となっている。

平成21年度は、国籍とナショナリズムの概念について研究を深め、国籍法違憲判決について7月に研究会報告を一回、学会報告を一回行った。この報告では、国籍法違憲判決の背景には、血の絆を重視する思考があること、これは国籍配分基準において宿命性を重視する思考であり、ナショナリズムの一類型とみなし得ることを指摘した。また、8～9月は、体系書の執筆を行うとともに、代表概念・議会制・予算制度に関する基本図書の読解を進め、また憲法体系全体についての研究と整理を行った。10月には、公法学会・全国憲法研究会の報告を聞き、最新の研究成果に触れた。また、同月には横浜国立大学にて、公共建築における代表の意義について報告を行った。また、12月には憲法と地方自治研究会にて、国民と住民の関係を考察する代表概念について意義深い研究報告を行うことができた。この報告では、住民が国民を代表し得る存在である一方、国民から距離のある存在とみなされており、このような住民概念の二重性は公益の概念の帰結であることを指摘した。

また、2月には、山本理顕教授から公共建築における代表の意義についての専門的知識の提供を受けることができた。

この年度も順調に研究が進み、8月に地方自治の場における代表の概念を考察する原稿、2月に国籍法違憲判決の判例評釈、3月に国民と住民の関係についての研究発表をそれぞれ公表することができた。また、代表

概念と密接な関係を持つ平等概念についての研究も進め、3月までに二本の論文を執筆した。

平成22年度は、国籍と文化という観点から代表概念の研究を行った。また、代表概念と密接に関連する平等の概念についても研究を進めた。まず、5月に平等概念について研究した論文を公表した。また、7月には、「国家と文化」に関する座談会に参加し、国家による文化助成について代表概念からの発言をした。前者は代表概念をふまえた差別と平等の考察を示し、それを前提に、主として表現の自由の観点から研究されてきた表現内容規制の問題に代表と平等の観点から分析を示した。伝統的問題に対し、これまでにない観点からのアプローチを示す意義の認められる業績である。新しいアプローチからの議論であるため、学会内でも重要な業績と位置付けられたようで、既に専門雑誌で書評され、幾つかの論文で引用されている。代表概念からの平等概念へのアプローチとして、さらに、11月にも論文を公表した。平等を、人格の概念から考察したものであり、これは何らかの存在により代表される人格という代表概念からの考察を示したものである。5月論文同様、新しい視点からの平等の分析であり、重要なものと考えられる。

また、今回の研究を背景にしたテキストを共同執筆し、11月に出版した。高度な研究を踏まえつつ、基本的知識を解説する内容のものであり、多くの読者を得たようである。また、12月には、住民と政教分離の関係についての研究会報告を行い、判例評釈を執筆した。現地調査を踏まえた詳細な判例分析を示したものであり、重要性の高い報告ができたように思われる。

以上が、本件研究の成果である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

①木村草太「最高裁・国籍法違憲判決を考える 報告②」憲法理論叢書⑧・査読無、163-174頁、2010年10月

②駒村圭吾・木村草太・長谷部恭男・大沢秀介・川岸令和・宍戸常寿「座談会 国家と文化」査読無、ジュリスト、1405号147-169頁、2010年7月

③木村草太「表現内容規制と平等条項 自由権から〈差別されない権利〉へ」査読無、ジュリスト、1400号96-102頁、2010年5月

④木村草太「〈国民〉と〈住民〉——〈基礎的自治体〉の憲法論」査読無・自治総研377号49-72頁、2010年3月

⑤木村草太「国籍法三条一項に基づく届出国籍取得に関する区別と憲法一四条一項」査読無・法学協会雑誌127巻2号335-359頁、2010年2月

⑥木村草太「音楽専科教諭の『君が代』ピアノ伴奏拒否処分に対する戒告処分取消訴訟上告審判決」査読無・自治研究84巻12号137-154頁(2008年12月)

〔学会発表〕(計2件)

①2009年12月17日 憲法と地方自治研究会 自治労 木村草太「『国民』と『住民』——基礎的自治体の憲法論」

②2009年7月18日 明治大学 憲法理論研究会ミニ・シンポジウム 木村草太「最高裁・国籍法違憲判決を考える(研究者報告)」

〔図書〕(計3件)

①自治体法務検定委員会編『自治体法務検定公式テキスト基本法務編 平成23年度検定対応』(第一法規)17-62頁、2010年11月発行

②長谷部恭男編『人権論の再定位第三巻 人

権の射程』(法律文化社) 3-24 頁、2010 年
10 月

③安西文雄『憲法学の現代的論点 (第二版)』
(有斐閣) 2009 年 8 月、209-228 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木村 草太 (KIMURA SOUTA)

首都大学東京・社会科学研究科・准教授

研究者番号 : 50361457